

し尿汲取り差額助成金支給要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、本市が国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、エネルギーや食料品などの物価高騰による市民負担を軽減するため、し尿汲取り手数料の減免を実施することに伴い、本市のし尿収集等を業とする許可業者に対し、千葉市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき一般廃棄物（し尿）処理手数料収入の減少を補償するための助成金を支給することにより収集事業の運営および作業員の確保等を容易ならしめ、もって本市におけるし尿の収集・運搬および処理事業の円滑な運営と市民サービス向上を図ることを目的とする。

（支給要件）

第2条 本市は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者（以下「支給適格者」という。）に対し、し尿汲取り差額助成金（以下「差額助成金」という。）を支給するものとする。

- （1）本市の許可を受けた、一般廃棄物処理業者のうち、もっぱらし尿の収集および運搬を行う者であること。
- （2）し尿の汲取りを円滑に実施し、常に適正な業務の遂行に努力していると認められる者であること。

（支給額）

第3条 差額助成金の支給額は、一般廃棄物（し尿）処理手数料を市が減免したことに伴い、支給適格者が本来得られた手数料と減免適用後に得られた手数料との差額とする。

2 一般廃棄物（し尿）処理手数料は別表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、減免額は各月初回の汲取りに要した手数料に対し、定額制においては970円、従量制においては950円を上限とする。初回の汲取り手数料が970円又は950円に満たない場合で、2回以上汲取りを実施した場合であっても2回目以降の汲取りに対して減免は行わない。

(支給対象)

第4条 差額助成金の支給対象となるし尿汲取りは、令和8年7月1日から令和8年12月31日までに汲取りを実施し、し尿汲取り手数料の減免を行ったものとする。

(支給の申請等)

第5条 差額助成金の支払いを受けようとする支給適格者は、し尿汲取り差額助成金支給申請書兼実績報告書(様式第1号)、差額助成金内訳調書(様式第2号)に加えて、汲取り報告書に減免額を書き込んだものを添えて、市長に対し申請するものとする。

2 前項の申請書等は、支給適格者が、毎月5日までに前月分を市長に提出するものとする。

(支給等の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定に基づく申請書類を受理し、作業実績および書類の審査等を行い適正と認めたときは、し尿汲取り差額助成金交付決定兼額確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、差額助成金を交付しない決定をしたときは、し尿汲取り差額助成金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(差額助成金の請求)

第7条 前条の通知を受け取り、差額助成金の支給を請求しようとする者は、し尿汲取り差額助成金請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第8条 差額助成金の交付決定者が、廃棄物の処理および清掃に関する法律、同施行令および施行規則、その他の関係法令に違反し、または市長が相当の理由があると認めたときは、千葉県補助金等交付規則及びこの要綱に基づき、し尿汲取り差額助成金交付決定取消通知書(様式第6号)を通知し、差額助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(差額助成金の返還)

第9条 市長は、差額助成金を受けた者がこの要綱に違反し、もしくは偽りその他不正の手段により支給を受けたときは、千葉市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき、し尿汲取り差額助成金返還命令書（様式第7号）を通知し、差額助成金の全部または一部を返還させるものとする。

（市長の監督権）

第10条 市長は、この要綱の適正な実施を確保するため、必要と認められるときは千葉市補助金等交付規則及びこの要綱に基づき差額助成金の運用について当該助成金の支給を受けている者に報告させ、もしくは資料の提出を求め、または質問することができる。

（委 任）

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、環境局資源循環部長が定める。

附則

この要綱は令和8年7月1日から施行し、令和9年1月31日限り、その効力を失う。

別表 一般廃棄物（し尿）処理手数料

（千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例より抜粋）

取扱区分	手数料
(1) 次に掲げる場合は、定額制とする。 (ア) 世帯構成人員に応じた排出量であると認められる一般家庭で月1回収集のもの (イ) (ア)の家庭で月2回以上収集する必要があるとき。	人員割 1人につき 1回180円 回数料金 1回350円 人員割及び回数料金ともに1回目の額と同様
(2) 特殊トイレ、事業所等及び一般家庭で前号の算定基準によることが著しく実情にそぐわないと市長が認めるときは、従量制とする。	1リットルまでごとに 8円

(3) 前 2 号のほか、車両の通行が著しく困難なため、ホースを 40 メートル以上使用して収集する場合の加算料金	ホース 20 メートル(1 本)増すごとに 50 円
---	----------------------------

ただし、減免額は各月初回の汲取りに要した手数料に対し、定額制においては 970 円、従量制においては 950 円を上限とする。初回の汲取り手数料が 970 円又は 950 円に満たない場合で、2 回以上汲取りを実施した場合であっても 2 回目以降の汲取りに対して減免は行わない。

し尿汲取り 差額助成金支給申請書兼実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者

住所 (所在地)

業 者 名

代表者氏名

(法人の場合は、原則として記名押印が必要です。

法人以外でも、本人 (代表者) が手書きしない

場合は、記名押印が必要です。)

年度 月分し尿汲取り 差額助成金の支給を受けるにあたり、次のとおり
申請します。

差額助成金請求額	円	
差額助成金内訳	名 称	金 額
	定 額 制	円
	従 量 制	円

年 月 日

差額助成金内訳調書

申請者 住所（所在地）
業 者 名
代表者氏名

（法人の場合は、原則として記名押印が必要です。法人以外でも、
本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。）

名 称	区 分	支 給 対 象 件 数 （上記以外区分はその内 容）	単 価 （円）	差 額 助 成 金 額 （円）
定 額 制	1 人世帯		580	
	2 人世帯		780	
	3 人以上世帯		970	
	上記以外			
従 量 制	36ℓ		310	
	72ℓ		630	
	108ℓ以上		950	
	上記以外			
計				

住所(所在地)

業 者 名

代表者職氏名 様

し尿汲取り差額助成金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付申請のあった、し尿汲取り差額助成金（ 月分）について、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

差 額 助 成 金 支 給 額		円
差額助成金内訳	名 称	金 額
	定 額 制	円
	従 量 制	円

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号

千葉市指令環収第 号

住所（所在地）

業 者 名

代表者職氏名 様

し尿汲取り差額助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、し尿汲取り差額助成金（ 月分）については、審査の結果、下記の理由により、千葉市補助金等交付規則第4条及びし尿汲取り差額助成金支給要綱第6条の規定に基づき、交付しないことと決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 不交付の理由

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

し尿汲取り 差額助成金請求書

(あて先) 千葉市長

申 請 者

住所(所在地)

業 者 名

代 表 者 氏 名

(法人の場合は、原則として記名押印が必要です。)

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない

場合は、記名押印が必要です。)

年度 月分し尿汲取り差額助成金について、次の通り請求します。

差額助成金申請額	円	
差額助成金内訳	名 称	金 額
	定 額 制	円
	従 量 制	円
差額助成金振込先	「口座振込(送金)申請書」(提出済み)のとおり	

住所（所在地）

業 者 名

代表者職氏名 様

し尿汲取り差額助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で支給決定したし尿汲取り差額助成金（ 月分）について、
下記の理由により、千葉県補助金等交付規則第 17 条及びし尿汲取り差額助成金支給要綱
第 8 条の規定に基づき、全部（一部）を支給しないことと決定したので通知します。

年 月 日

千葉市長

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 差額助成金支給額 | |
| | 円 |
| 2 取消額 | |
| | 円 |
| 3 取消後の差額助成金支給額 | |
| | 円 |
| 4 取消の理由 | |

（審査請求等について）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所（所在地）

業 者 名

代表者職氏名 様

し尿汲取り差額助成金返還命令書

年 月 日付で支給決定したし尿汲取り差額助成金（ 月分）については、
下記の理由により、千葉市補助金等交付規則第18条及びし尿汲取り差額助成金支給要綱
第9条の規定に基づき、既に支給した助成金の全部（一部）の返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

記

1 返還命令額

円

2 返還期限

年 月 日

3 返還方法

4 返還を命じる理由

（審査請求等について）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。